

平成三年国家公安委員会規則第五号

暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則

暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第五項及び第二十三条第五項（同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく聴聞の実施に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 主宰者（第二条—第八条）

第三章 代理人、補佐人、参考人等（第九条—第十三条）

第四章 意見聴取準備のための手続（第十四条—第十七条）

第五章 意見聴取（第十八条—第二十六条）

第六章 証拠調査（第二十七条—第三十条）

第七章 雜則（第三十一条—第四十一条）

附則

第一章 総則（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 当事者 次のイからトまでに掲げる意見聴取の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める者をいう。

イ 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の意見聴取法第三条又は第四条の規定による指定に係る暴力團（法第二条第二号に規定する暴力團をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者（代表する者が欠けている場合にあつては、これに代わるべき者。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）

ロ 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号及び第十三条において同じ。）の規定による指定に係る指定暴力團等（法第二条第五号に規定する指定暴力團等をいう。以下ハ 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定による法第十五条の二第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力團等（同項に規定する特定抗争指定暴力團等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ニ 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力團等を代表する者

ホ 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力團等（同項に規定する特定危険指定暴力團等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ヘ 法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

ト 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者

二 代理人 当事者の委任を受け当事者に代わって意見聴取に出頭し当事者のために意見聴取に関する一切の手続をすることができる者をいう。

三 補佐人 意見聴取において当事者又はその代理人が意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することについて当事者又はその代理人を補佐する者をいう。

四 関係指定暴力團員 法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求数行（法第二条第七号に規定する暴力的要求数行を行う。以下同じ。）との関係に關し、法第三十四条第四項の規定による許可に基づき出頭及び意見の陳述をする当該暴力的要求数行を行った指定暴力團員（法第九条に規定する指定暴力團員をいう。第十二条の二第一項において同じ。）をいう。

五 参考人 意見聴取において、意見聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事實關係等について証言する者であつて、前各号に掲げる者以外のものをいう。

第二章 主宰者（主宰者）

第三条 意見聴取官は、意見聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をできると認められる都道府県警察の職員で警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員のうちから警視総監又は道府県警察本部長が指名する。

2 意見聴取官は、意見聴取を主宰するほか、公安委員会又は指名公安委員が主宰する意見聴取につき、公安委員会から求められた場合にはこれに陪席して主宰者を補佐し、その他意見聴取に際し公安委員会から命ぜられた事務を処理するものとする。

一 法第三十四条第一項又は第三十五条第二項若しくは第四項の意見聴取であつて、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由について重大な争点があると認める事案に係るもの

（意見聴取官）

第四条 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席する公安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除外される。

一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

二 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案について参考人となつたとき。

（忌避の申出）

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を申し出ることができる。

一 主宰者が事案の関係人（法第九条 第十二条の三、第十二条の五、第十六条、第二十四条、第三十三条の六第一項若しくは第三十条の九の規定に違反する行為、第三十条の五第一項に規定する暴力行為若しくは第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等をいう。次号及び第三号において同じ。）であるとき。

二 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

三 主宰者が事案の関係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 2 前項の規定により忌避の申出をしようとする者は、理由を明らかにして申し出なければならぬ。
 (忌避の申出の時期)
第六条 当事者又はその代理人が第十九条第二項の規定により意見の陳述をしたときは、主宰者の前に生じたときは、この限りでない。

(手続の停止)

第七条 主宰者は、第五条第一項の規定による忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合、その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。

(忌避の申出についての措置)

第八条 公安委員会は、忌避の申出があつたときは、直ちに、これを審査しなければならない。

2 忌避の申出に係る公安委員は、前項の審査の議決に関与することができない。ただし、意見を述べることはできる。

3 公安委員会は、忌避の申出に理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める措置を執らなければならない。

一 公安委員会が主宰者である場合における当該意見聴取に出席する公安委員の忌避のとき
 の公安委員を除斥すること。

二 指名公安委員の忌避のとき
 その指名公安委員の指名を取り消すこと。

三 意見聴取官の忌避のとき
 その意見聴取官を交代させること。

第三章 代理人、補佐人、参考人等

第九条 当事者は、意見聴取に代理人を出頭させようとするときは、意見聴取の期日までに、当該代理人の氏名、住所及び当事者との関係を記載した別記様式第一号の代理人選任届出書を公安委員会に提出しなければならない。ただし、第二十三条第一項の規定により意見聴取が続行される場合において次回の期日において行う意見聴取に引き続き出頭させようとする代理人については、この限りでない。

2 前項の代理人選任届出書には、当事者が当該代理人に対しても意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付しなければならない。(補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

一 第十四条第一項から第四項までの規定により通知された期日において行う意見聴取(第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一一条の二第一項第一号及び第二号において同じ)当該通知された期日前四日

2 第十四条第五項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前三日

三 第二十三条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日以内で主宰者が定める日

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。

3 極端な場合には、第一項の許可があつた場合には、当事者又はその代理人とともに意見聴取に出席し、意見を述べ、その他必要な補佐をすることができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取り消さないとときは、自ら陳述したものとみなす。

第十二条 主宰者は、当事者が事案について必要な陳述をることができないと認めるときは、相手のわきまえのある者を補佐人として付き添わせることを勧告することができる。

(出頭及び意見の陳述の許可)

第十三条の二 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、当該命令に係る暴力的要要求行為をした指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。

1 第十四条第四項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日

2 第二十三条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日以内で主宰者が定める日

2 主宰者は、法第三十四条第四項の規定による許可が行われたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。

(参考人)

第十四条 主宰者は、当事者の申出により又は職権で、意見聴取に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者、意見聴取に係る事案の関係人その他適当と認める者に対し、参考人として意見聴取への出席を求めることができる。

2 当事者は、前項の申出をしようとするときは、第十条第一項各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、参考人として意見聴取への出席を求める者の氏名、住所及び証言の要旨を記載した申出書を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、前項の申出に係る者を参考人として意見聴取への出席を求める場合には、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。

(立会警察職員)

第十五条 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関する事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該職員(第一十二条第一項において「立会警察職員」という)に対し、指定等(法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定又は法第十五条の二第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。)若しくは命令(法第三十四条第一項に規定する命令をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。)をしようとする理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。

第四章 意見聴取準備のための手続

(意見聴取の通知)

第十四条 法第五条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の意見聴取通知書を送達して行う。

2 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の二の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第一項において準用する法第五条第二項の規定による通知

2 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の三の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第一項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第五項において準用する法第五条第二項の規定による通知

三 意見聴取を送達して行う。

四 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取に係る同条第五項において準用する法第三十四条の八第五項における通知は、別記様式第四号の意見聴取通知書を送達して行う。

五 前五項の意見聴取通知書には、次の各号（前項の意見聴取通知書にあっては、第二号及び第三号）に掲げる事項を記載して教示するものとする。

一 意見聴取に出頭しなかつた場合の措置

二 代理人を選任することができる旨

三 意見聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる旨

四 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の五日前から第五項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の十五日前までに、法第十五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は法第三十四条第一項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。

（意見聴取の公示）

五 前条第七項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

六 前条第七項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

七 第一項から第五項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の十五日前までに、法第十五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は法第三十四条第一項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。

（意見聴取の公示）

八 法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

（意見聴取の公示）

九 法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会に対し、別記様式第二号の意見聴取期日（場所）変更申出書により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

十 公安委員会は、前項の申出により又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更することができない。

十一 公安委員会は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、その旨を別記様式第六号の意見聴取期日（場所）変更通知書により当事者に通知するとともに、公示しなければならない。

十二 前条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

（陳述書）

十三 第一節 意見聴取の進行

（意見聴取の方法）

十四 第二節 意見聴取は、口頭により行う。

（冒頭手続）

十五 第三節 意見聴取

十六 第四節 意見聴取の進行

（意見聴取の方法）

十七 第五節 意見聴取は、口頭により行う。

（冒頭手續）

十八 第六節 意見聴取

十九 第七節 意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、指定等若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を告げなければならない。

二十 当事者又はその代理人は、前項の規定により告げられた理由に関し、意見を述べることができない。

（証拠調査）

第二十条 主宰者は、前条の手続が終わった後に、次節に定めるところにより、証拠調査を行うものとする。

第二十一条 証拠調査は、第三十四条に定める場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならない。

（証明）

第二十二条 意見聴取においては、当事者若しくはその代理人若しくは補佐人若しくは関係指定暴力団員又は参考人若しくは立会警察職員以外の者は、意見の陳述又は証言その他の発言をすることができない。

第二十三条 意見聴取においては、主宰者は、必要があると認めるときは、事実上及び法律上の事項に關し、当事者又はその代理人に対し、問い合わせを發し、又は立証を促すことができる。

（意見聴取における発言等）

第二十四条 主宰者は、出席している者が意見聴取の秩序を乱し又は不穏な言動をするとき、その他意見聴取の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見聴取の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置を探ることができる。

（意見聴取の続行）

第二十五条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期日を定めて意見聴取を行するものとする。

一 天災、当事者又はその代理人の病気その他のやむを得ない理由により意見聴取を中断したとき。

二 期日において行われた意見聴取では指定等若しくは命令をするかどうか又は仮の命令が不当でないかどうかについての決定をするに熟しないと認めるとき。

三 前項の規定により意見聴取を続行する場合には、当該新たな期日における意見聴取の期日及び場所を別記様式第七号の意見聴取続行通知書を送達することにより当事者に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、当事者への通知については、意見聴取続行通知書の送達に代えて、これらの事項を口頭で告げれば足りる。

四 第十五条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

（意見聴取の終結）

第二十六条 主宰者は、前条第一項第一号に規定する決定をするに熟すると認めるときは、意見聴取を終結する。

第二十七条 前項の規定にかかわらず、主宰者は、当事者又はその代理人が主宰者の問い合わせに答えず、その他意見を述べ有利な証拠を提出する機会を放棄したと認められるとき、又は第二十二条第四項の規定により退場を命ぜられたときは、意見聴取を終結することができる。

（意見聴取の状況の報告）

第二十八条 指名公安委員又は意見聴取官が意見聴取を主宰した場合には、これらの者は、意見聴取（第二十三条第一項の規定により意見聴取を続行した場合にあっては、それぞれの期日における意見聴取をいう。以下この条及び第三十六条第一項において同じ。）の終了後速やかに、同項の規定により作成した意見聴取調書を公安委員会に提出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。

（非公開とする場合の手続）

第二十九条 主宰者は、法第五条第一項ただし書（法第三十三条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により作成した意見聴取調書を公安委員会に提出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。

を含む。)の規定により意見聴取を公開しないこととする場合には、傍聴人にその旨を理由とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入场させるものとする。

第二節 証拠調

(証拠書類等の提出)

第二十七条 当事者又はその代理人は、主宰者に対し、証拠書類又は証拠物を提出することができることとする。

(関係指定暴力団員の意見の陳述)

第二十八条 法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴取においては、主宰者は、関係指定暴力団員に対し、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要件行為との関係に關し、意見の陳述を求めるものとする。

(参考人の証言)

第二十九条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、参考人に証言をさせることができる。

(鑑定)

第三十条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、適當と認める者に、鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十一条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、検証をすることができる。

(証拠調の申出の方式)

第三十二条 当事者又はその代理人が第二十七条、第二十八条及び前三条の規定により証拠調を申し出ようとするときは、証拠及びその内容と証明しようとする事実との関係を具体的に明らかにして行わなければならない。

(証拠調の申出の却下)

第三十三条 主宰者は、証拠調の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申出を却下することができる。

一 証拠調の申出が前条に定める方式によらないとき。

二 申出に係る証拠調が必要と認められないとき。

三 証拠調の申出が当事者又はその代理人の故意又は重大な過失により時機に後れたため、これを行なう場合には意見聴取の終結が遅延すると認めるとき。

(意見聴取期日外における証拠調)

第三十四条 主宰者は、意見聴取における審理の適正な進行を図るために必要があると認めるときは、意見聴取の期日外において、第二十八条の二の規定により関係指定暴力団員に対し意見の陳述を求め、第二十九条の規定により参考人に証言をさせ、又は第三十一条の規定により検証をすることができる。この場合において、公安委員会が主宰者であるときは、その指名する公安委員

又は意見聴取官にこれらの証拠調を行わせることができる。

2 前項の証拠調を行おうとするときは、主宰者は、あらかじめ、その日時及び場所を当事者に書面により通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、これらの事項を口頭で告げれば足りる。

3 第一項の証拠調を行つた主宰者(同項後段の規定により公安委員又は意見聴取官に証拠調を行わせた場合にあつては、これらの者)は、証拠調の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第一事案の件名

二 証拠調を行つた日時及び場所

三 証拠調を行つた者(公安委員会が証拠調を行つた場合にあつては、それに参与した公安委員)の職名及び氏名

四 証拠調に立ち会つた者の氏名及び住所

五 関係指定暴力団員の意見の陳述その他の発言の要旨、参考人の証言の要旨又は検証の概況

六 第二十五条の規定は、公安委員又は意見聴取官(これらの者が主宰者である場合を含む。)が第一項の証拠調を行つた場合について、第二十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調査書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調査書」とあるのは「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調査書」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第三十五条 主宰者は、第二十七条の規定により証拠書類若しくは証拠物の提出を受けたときは又は第三十八条の規定により物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第九号の提出物目録を作成しなければならない。

一 事案の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出者の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物又は物件の標目並びに所有者の氏名及び住所

五 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号、第四十一条第二項において「施行規則」という。)第三十五条第二項の規定は提出物目録を作成したときについて、同条第三項の規定は提出を受けた証拠書類若しくは証拠物又は物件の返還について準用する。この場合において、同条第一項中「公安委員会」とあるのは「主宰者」と、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「主宰者」と、「別記様式第二十二号」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号)別記様式第十号」と読み替えるものとする。

第六章 意見聴取調査書

第三節 意見聴取調査書の作成

(意見聴取調査書の作成)

第三十六条 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第十一号の意見聴取調査書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。

一 事案の件名

二 意見聴取の期日及び場所

三 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席した公安委員)の職名及び氏名

四 出席した当事者又はその代理人、補佐人、関係指定暴力団員及び参考人の氏名及び住所

五 意見聴取の進行の要領

六 当事者又はその代理人の第十九条第二項の規定による意見の陳述その他の発言の要旨

七 提出された証拠の標目及びその証拠調の有無並びに証拠調を行つた証拠の内容

八 関係指定暴力団員の意見の陳述その他の発言の要旨

九 参考人の証言の要旨

十 検証の概況

十一 意見聴取を公開しないこととした場合には、その旨及びその理由

12 意見聴取調査書には、書面、図画、写真その他の発言の要旨を添付して調査書の一部とすることができる。

(意見聴取調査書の閲覧)

第三十七条 当事者又はその代理人は、前条第一項の意見聴取調査書を閲覧することができる。

第六章 雜則

(意見聴取の公示に伴う措置)

第三十八条 公安委員会は、第十五条第一項に規定する公示又は第十六条第三項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)若しくは第二十三条第二項の規定による公示をした場合にお

別記様式第1号(第9条関係)

代理 人 選 任 届 出 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
年 月 日に において行われる意見聴取について、下記の者を代理人に選任したので、私に代わって出頭させます。	
記	
代理人	
住 所	
氏 名 (年歳)	
職 業	
当事者との関係	

備考 1 代理人に対して意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号(第14条関係)

意 見 聽 取 通 知 書	
第 一 号	
年 月 日	
殿 公安委員会 國	
下記の暴力團に対する暴力團員による不当な行為の防止に関する法律第53条の規定による指定に係る同法第5条第1項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。	
記	
指 定 を し よ う と す る	名 称
主たる事務所の所在地	
暴 力 囘	代 表 す る 者 又 は 代 表 さ れ る 者 の 姓 名
	住 所
	氏 名
意 見 聽 取 の 期 日	
年 月 日 時 分から	
意 見 聽 取 の 場 所	
指 定 を し よ う と す る 理 由	

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の暴力團を指定することができます。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。
2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の暴力團の指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号の2（第14条関係）

意見聴取通知書	
第 号 年 月 日 殿 公安委員会 国	
下記の指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第1項の規定による指定に係る第15条の2第8項、同法第30条の8第8項において準用する同法第5条第1項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。	
記	
指定暴力団等 をしようとする る	名 称
	主たる事務所の所在地
代表する者又 はこれに代わ るべき者	指 定 番 号
	住 所
意 見 聽 取 の 期 日	氏 名
	年 月 日 時 分から
意 見 聽 取 の 場 所	
指定をしようとする理由	
警 戒 区 域 と し て 定めようとする区域	

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の指定暴力団等を指定することがあります。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。
 2 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の指定暴力団等の指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号の3（第14条関係）

意見聴取通知書	
第 号 年 月 日 殿 公安委員会 国	
下記の特定抗争指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第3項の規定による警戒区域の変更に係る同法第15条の2第9項、同法第30条の8第5項において準用する同法第5条第1項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。	
記	
指定暴力団等 の変更に係る	名 称
	主たる事務所の所在地
代表する者又 はこれに代わ るべき者	指 定 番 号
	住 所
意 見 聽 取 の 期 日	氏 名
	年 月 日 時 分から
意 見 聽 取 の 場 所	
警戒区域の変更をしようとする理由	
変 更 後 の 警 戒 区 域	

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の警戒区域の変更をすることがあります。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。
 2 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の警戒区域の変更について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号 (第14条関係)

意見聴取通知書		第号
殿		年月日
		公安委員会
あなたに対する暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第14条第3項の規定による命令に係る同法第34条第1項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。		
記		
意見聴取の期日	年月日	時分から
意見聴取の場所		
命令をしようとする理由		

備考

- あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで命令をすることがあります。あなたが事務所の管理者であるときはその地位を受け継いだ人についても同様です。
- あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
- あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別紙 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号 (第14条関係)

意見聴取通知書		第号
殿		年月日
		公安委員会
あなたに対する暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第14条第3項の規定に係る同法第35条第1項の規定による命令に係る同法第34条第4項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。		
記		
意見聴取の期日	年月日	時分から
意見聴取の場所		
仮の命令をした理由		

備考

- あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
- あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別紙 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号 (第16条関係)

意見聴取期日	変更申出書
年　月　日	
公安委員会 殿	
住　所	
氏　名	
年　月　日に　　において行われる意見聴取の期日	
場所	
について、下記のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出ます。	
記	
理　由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要な文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号 (第16条関係)

意見聴取期日	変更通知書	
年　月　日		
公安委員会 団		
年　月　日に　　において行うこととしていた意見聴取の期日を次のとおり変更したので通知します。		
場所		
意見聴取の期日	変　更　前	変　更　後
	年　月　日	年　月　日
	時　　分から	時　　分から
意見聴取の場所		

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号 (第23条関係)

第 号	
意見聴取続行通知書	
年 月 日	
殿	
主宰者 (公安委員又は意見聴取官が主宰者となる場合はその職名及び氏名) 団	
年 月 日に において行った意見聴取を下記のとおり続行するので通知します。 記	
意見聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見聴取の場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号 (第34条関係)

第 号	
証拠調査書	
年 月 日	
証拠調を行った者の職名及び氏名 団	
事案の件名	
証拠調を行った日時	
証拠調を行った場所	
証拠調に立ち会った者の氏名及び住所	
関係指定暴力団員の意見の陳述その他の発言の要旨、参考人の証言の要旨又は検証の概況	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号 (第35条関係)

提出物目録				
年月日				
主宰者（公安委員又は意見聴取官が主宰者となる場合はその職名及び氏名）印				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第27条又は第28条の規定により提出者が提出した下記目録の物件を受領した。				
記				
事案の件名				
提出者	氏名			
提出者	住所			
提出を受けた年月日		年月日		
目録				
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職	氏名	㊞	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 1 -

別記様式第10号 (第35条関係)

還付請求書				
年月日				
主宰者（公安委員又は意見聴取官が主宰者となる場合 殿はその職名及び氏名）印				
下記目録の物件の還付を受け、領収しました。				
記				
目録				
番号	標目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職	氏名	㊞	

備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号（第36条関係）		(1面)
第 号		
意見聴取調書		
年 月 日		
主宰者の職名及び氏名 @		
事案の件名		
意見聴取の期日		
意見聴取の場所		
当事者の氏名及び住所 (代理人・補佐人の氏名及び住所)		
関係指定暴力団員の氏名及び住所		
参考人の氏名及び住所		
意見聴取の公開の有無（公開しないこととした場合にはその理由）		

(2面)

意見聴取の進行の要領

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ
を添付すること。
2 意見聴取を公開しないこととした場合における当該非公開に係る部
分の意見聴取調査については別紙じで作成すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。